

利根川下流部の治水安全度向上対策における計画段階評価検討委員会 規則

(趣旨)

第 1 条 本規則は、「利根川下流部の治水安全度向上対策における計画段階評価」の対応方針(案)を決定するにあたり、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く場として、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」及び「関東地方整備局計画段階評価運営要領」に基づいて、国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する利根川下流部の治水安全度向上対策における計画段階評価検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の委員及び組織)

- 第 2 条 委員は、利根川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。
- 2 委員は、6 人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、「利根川下流部の治水安全度向上対策における計画段階評価」の対応方針(案)が決定されるまでとする。
 - 4 委員は、非常勤とする。
 - 5 委員の代理出席は認めない。
 - 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第 3 項に定める期間とする。
 - 8 委員長は、会務を総理する。
 - 9 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の庶務)

第 3 条 委員会の庶務は、河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の 2 分の 1 以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

第 5 条 本規則は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。